

悪臭に係る指定事業場

番号	指定事業場の種類
1	<p>次に掲げる物品の製造、加工又は作業を行う事業場</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 印刷 (2) 木材、石材若しくは合成樹脂の引割り又は木材のかんな削り若しくは細断 (3) 動物質骨材（貝がらを含む。）、木材（コルクを含む。）又は合成樹脂（エポナイト及びセルロイドを含む。）の研磨 (4) 魚肉又は食肉練製品の製造又は加工 (5) 食品の製造又は加工 (6) 澱粉の製造 (7) 塗料、染料又は絵具の吹付け (8) 乾性油又は溶剤を用いる擬革紙布、防水紙布又は絶縁紙布の製造 (9) 溶剤又はラバーセメントを用いるゴム製品の製造又は加工 (10) ドライクリーニング (11) テレピン油又は樹脂を原料とする物品の製造 (12) 石炭、亜炭、アスファルト、木材若しくは樹脂の乾りゆう又はタールの蒸りゆう若しくは精製 (13) たん白質の加水分解 (14) 合成樹脂の製造若しくは加熱加工又はファクチスの製造 (15) 金属の溶融又は精錬（貴金属の精錬又は活字の鋳造を除く。） (16) 溶剤を用いる塗料の加熱乾燥 (17) 塗料、顔料若しくは合成染料又はこれらの中間物の製造 (18) 印刷用インク又は絵具の製造 (19) アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸りゆう産物又はその残りかすを原材料とする物品の製造 (20) 動物質臓器又は排せつ物を原料とする物品の製造 (21) 油脂の採取若しくは加工又は石けんの製造 (22) 肥料の製造又は加工（特定事業場は除く） (23) 飼料の製造又は加工（特定事業場は除く） (24) ヨウ素、いおう、塩化いおう、アンモニア水、さらし粉、スルホンメタン、スルホン酸アンモニウム、酢酸、安息香酸又はタンニン酸の製造又は精製 (25) 有機薬品の合成 (26) 羽若しくは毛の洗浄、染色若しくは漂白、繊維の染色若しくは漂白又は皮革の染色 (27) 鋳物の製造 ※選定方法 (28) FRP製品の製造 (29) 悪臭物質を排出する物の製造又は加工

2	<p>次に掲げる施設を有する事業場</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 産業廃棄物の積替え場所又は保管場所(2) 焼却炉を有する事業場(3) 汚泥処理施設（特定事業場は除く）(4) 下水処理場（下水道法第2条第6号に規定する終末処理場をいう。）(5) し尿処理場(6) 事業場等から排出される汚水の処理施設(7) 畜舎(8) と畜場(9) 食肉加工施設(10) 死亡獣畜取扱場(11) 自動車修理場
---	---